（運営上の留意事項）

第12条　［略］

2　警察本部長及び警察署長は、地域警察官の安全を確保するため、施設及び装備資器材の整備並びに訓練及び指導教養の実施に努めなければならない。

3　警察署長は、第９条第２項に規定する管内の実態を踏まえ、地域警察に関する活動の重点その他必要な事項を定めるものとする。

（指揮監督及び指導教養上の留意事項）

第13条　地域警察幹部は、地域警察官の指揮監督及び指導教養に当たつては、その勤務の実態を的確に掌握し、地域警察官が地域を担当する自覚と責任を持ち、自発的かつ主体的に活動に取り組むよう、交番、駐在所等のほか、その活動に従事する場所において、能力、個性等に応じて具体的にこれを行うとともに、常にその結果を確認するよう努めなければならない。

2　［略］

（準用）

第14条　第９条、第11条第２項及び第３項、第12条並びに前条第２項の規定は、警察本部（警視庁、道府県警察本部、方面本部及び市警察部をいう。以下同じ。）に置かれる自動車警ら隊の運営に関する事務を所掌する警察本部の課（隊その他の組織で課に相当するものを含む。次項において「自動車警ら隊所属」という。）の長について準用する。この場合において、第11条第２項及び第12条第３項中「第９条第２項」とあるのは「第14条第１項において準用する第９条第２項」と読み替えるものとする。

2　第11条第４項の規定は、自動車警ら隊所属の地域警察官について準用する。この場合において、同項中「勤務基準」とあるのは「第14条第１項において準用する第２項に規定する基準」と、「前項」とあるのは「同条第１項において準用する前項」と、「警察署長」とあるのは「同条第１項に規定する自動車警ら隊所属の長」と読み替えるものとする。

（運営上の留意事項）

第12条　［同左］

［項を加える。］

2　警察署長は、地域警察に関する活動の重点その他必要な事項を協議するため、定期的に幹部会議を開くものとする。

（指揮監督及び指導教養上の留意事項）

第13条　地域警察幹部は、地域警察官の指揮監督及び指導教養に当たつては、その勤務の実態を的確に掌握し、地域警察官が地域を担当する自覚と責任を持ち、自発的かつ主体的に活動に取り組むよう、交番、駐在所等の勤務場所において、能力、個性等に応じて具体的にこれを行うとともに、常にその結果を確認するよう努めなければならない。

2　［同左］

（準用）

第14条　第９条、第11条第２項及び第３項、第12条並びに前条第２項の規定は、警察本部（警視庁、道府県警察本部、方面本部及び市警察部をいう。以下同じ。）に置かれる自動車警ら隊の運営に関する事務を所掌する警察本部の課（隊その他の組織で課に相当するものを含む。次項において「自動車警ら隊所属」という。）の長について準用する。

2　第11条第４項の規定は、自動車警ら隊所属の地域警察官について準用する。この場合において、同項中「警察署長」とあるのは「自動車警ら隊所属の長」と読み替えるものとする。

（運用体制）

第16条　交番は、交替制の地域警察官により運用するものとする。ただし、所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、日勤制の地域警察官により運用することができる。

2　駐在所は、駐在制の地域警察官により運用するものとする。ただし、所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、日勤制の地域警察官により運用することができる。

（交番所長等）

第16条の２　交番には、その活動を一体として効率的に行わせるため、必要に応じて、日勤制の地域警察幹部の所長を置くことができる。

［２・３　略］

（所管区活動）

第17条　交番又は駐在所の地域警察官は、所管区（第21条の２第１項の規定による運用を行う場合は、同項に規定するブロックとする。以下この条及び第19条第１項において同じ。）において、地形、地物及び交通の状況、住民の居住実態、困りごと、意見及び要望、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢その他地域社会の実態の掌握に努め、地域に溶け込み、地域社会の実態に即した活動を行うことにより、当該所管区について共同して第２条の任務を遂行するものとする。

（立番、見張り及び在所）

第18条　［略］

2　交番勤務の見張りにおいては、交番の施設内の適当な場所に位置して、椅子に腰掛けて警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

3　［略］

（配置人員等）

第16条　交番は、原則として１当務３人以上の交替制の地域警察官により運用するものとする。

2　駐在所は、原則として１人の駐在制の地域警察官により運用するものとする。

（交番所長等）

第16条の２　交番には、その活動を一体として効率的に行わせるため、日勤制の地域警察幹部の所長を置くものとする。

［２・３　同左］

（所管区活動）

第17条　交番又は駐在所の地域警察官は、所管区（第21条の２第１項の規定による運用を行う場合は、同項に規定するブロックとする。以下この条、第19条及び第20条第２項において同じ。）において、地形、地物及び交通の状況、住民の居住実態、困りごと、意見及び要望、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢その他地域社会の実態の掌握に努め、地域に溶け込み、地域社会の実態に即した活動を行うことにより、当該所管区について共同して第２条の任務を遂行するものとする。

（立番、見張及び在所）

第18条　［同左］

2　交番勤務の見張においては、交番の施設内の出入口付近に位置して、椅子に腰掛けて警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

3　［同左］